

第74回山梨県環境保全審議会 会議録

- 1 日 時 令和8年8月18日（火）午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 やまなし地域づくり交流センター 多目的ホール
- 3 出席者 （委員）（敬称略）青木進、足達郁也、石井信行、風間ふたば、亀山倫世、岸いず美、桑原賢次、後藤聡、小林富一郎、小林拓、佐藤若夫、島崎洋一、武田哲明、長池伸子、宮田雅夫、村山力、望月啓治、山縣然太郎、山本紘治（計19名）
- 4 傍聴者等の数 1人（記者含む）
- 5 次 第
 - （1）開会
 - （2）あいさつ
 - （3）議事
 - （4）閉会
- 6 会議に付した事案の議題・会議結果
 - 審議事項
 - （1）鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（甲斐駒・三ツ峠）
事務局（案）のとおり了承
 - （2）温泉法に基づく許可（掘削）について
事務局（案）のとおり了承

7 議事の概要

部 会 長 自然共生推進課長	◆審議事項（1）資料により、鳥獣部会長から説明◆ ◆審議事項（1）資料により、自然共生推進課長から説明◆
委 員	○ 甲斐駒特別保護地区についてであるが、哺乳類の記載は大型・中型・小型と整理されている一方、植生の記載は高山帯・亜高山帯等の区分が明確ではなく、植生の構成が分かりにくい。アオノツガザクラ群落やハイマツ、ダケカンバなどが列挙されているものの、高さごとの整理が不十分であり、高山帯から亜高山帯にかけての植生の特徴や垂直分布が分かりやすく示されていないと感じる。 また、「ミドリユキザサ」という名称はヒロハユキザサ又はヤマトユキザサを指す場合があり曖昧であるため、標準和名を用いるなど表記

	の見直しが望ましい。さらに、甲斐駒地域は花崗岩帯特有の植生がみられることから、そのような地質的特徴についても記載を検討してはどうか。 次に三ツ峠特別保護地区についてであるが、こちらも亜高山帯や山地帯ごとの植生の整理が十分でなく、ミズナラ林、亜高山性針葉樹林、ブナ林等の記載が生育環境や標高との関係性が分かりにくい。植生の垂直分布や地域の特徴が理解できるような記載とした方がよいと考える。 また、「希少なラン科植物」の記載については、三ツ峠にはラン科植物以外にも希少な植物が存在するため、「希少なラン科植物等」とするなど、対象を限定しすぎない表現が適当ではないか。 さらに、「原生な自然環境が保存されている中核的な地域」との記載について、三ツ峠には電波塔や整備された遊歩道も存在していることから、どの範囲を対象として原生的な自然環境と整理しているのかが分かりにくい。その考え方について整理・説明が必要ではないかと考える。以上のことから、今後指定目的を更新する機会がある場合には、植生学的な観点から記載内容を再検討していただきたい。
自然共生推進課長	○ 環境省の調査結果等も確認しながら、記載内容について調整・検討していく。
委員	○ 要許可行為にはドローンの利用など空中からの行為に関する記載がないが、これらについては航空法等による規制があるため、本制度の対象としては規定していないという理解でよいのか。
自然共生推進課長	○ そのとおり。
委員	○ 近年の気候変動や異常気象の影響を踏まえ、今回の鳥獣保護区及び特別保護地区の更新に当たり、対象鳥獣の生息域の変化等を考慮して区域の拡大や見直しに関する検討が行われたのか。
部会長	○ 異常気象そのものを理由として区域変更を行うべきとの議論はなかったものの、前回指定から10年が経過していることから、動植物の生息状況の変化を把握し、その結果を踏まえて必要な箇所について見直しを行っている。
委員	○ 「大規模生息地の保護区」と「森林鳥獣生息地の保護区」の指定区分の違いは何か。

自然共生推進課長	○ 「大規模生息地の保護区」は、大型の鳥獣や行動圏の広い鳥類等の生息地を対象として指定するものであり、「森林鳥獣生息地の保護区」はこれに比べて比較的限定された区域を対象とするもの。
部 会 長	◆異議なし◆ (審議事項(1) 終了) ◆審議事項(2) 資料により、温泉部会長から説明◆ ◆異議なし◆ (審議事項(2) 終了)
大気水質保全課長	◆情報提供(1)、(2) 資料により、大気水質保全課長が説明◆
委 員	○ SPMと PM2.5に増加傾向が見られるようになった原因に関して情報はあ るか。
大気水質保全課長	○ 現在、新しい情報はつかんでいない。
委 員	○ 大気汚染に係る環境基準の達成状況について、光化学オキシダントの みが他の項目と異なり環境基準を達成しておらず、その要因として首都 圏等の県外からの影響が指摘されていることを踏まえ、このような 広域的な課題に対して山梨県が他都県とどのように関わっているの か。
大気水質保全課長	○ 県内では揮発性有機化合物の排出抑制に向けた事業者指導を実施して いる。首都圏の自治体でも個別の対策を実施しているほか、自動車排ガ ス対策も進んでおり、原因物質はかなり削減されている。しかし、光化 学オキシダントの濃度は下がらない。その理由としては、大陸由来によ る影響や光化学オキシダントの生成メカニズムが複雑であることが指 摘されている。そのような中で、首都圏の自治体による光化学オキシダ ントの発生源寄与や濃度傾向に関する調査会議に本県も参加してお り、共同で調査を進めることで、広域的な対策の推進を図っている。
委 員	○ 精進湖及び河口湖でCODが環境基準値を超過していることについて、有 機物の季節的な影響によるものとの説明があったが、これを自然由来 の現象として評価してよいのか、また他の要因が存在する可能性はな いのか。

大気水質保全課長	○ 湖底には過去に堆積した栄養分が存在している。秋から冬にかけて湖水の循環が起これば、栄養分が湖水の上の方に移動し、それが原因で植物プランクトンが増殖することによりCODが上昇したものと考えている。近年は生活排水対策が進んでいることから、今の状況としては、人為的な汚濁負荷の新たな流入は抑制できている。湖底の堆積物については、その将来的な変化等について専門家による調査・研究が継続されている。湖の現在の生態系は、湖底堆積物を含めて形成されている。湖底堆積物への対応は、生態系への影響も考慮する必要があり、単純な対策で解決できる問題ではない。
委員	○ 地下水の水質測定結果においてヒ素が環境基準を達成しなかった地点について、自然由来であるとの説明があったものの、県民の健康や生活への影響が懸念されることから、環境基準超過に対して県としてどのような対策や対応を行っているのか。
大気水質保全課長	○ 公害規制は主として人為的な経済活動に起因する汚染の防止を目的としており、自然由来の汚染について積極的に対策を行うものではない。また、塩川ダムについては、建設時から周辺の地下水等にヒ素が含まれることが分かっており、浄水場ではヒ素を除去した上で水道水を供給していることから、現時点で県民の健康被害につながる状況にはない。 (情報提供（１）、（２）終了)
	◆情報提供（３）資料により、自然共生推進課長が説明◆
委員	○ クビアカツヤカミキリの早期発見には県民への周知が重要であり、一般県民の関心を高めるため、他県の取組事例も参考にしながら効果的な普及啓発を実施してほしいとの要望があった。また、天然記念物や桜の名所などへの被害も懸念されることから、県民全体で問題意識を共有できるような取組をお願いしたい。
委員	○ 関係団体において防除活動に取り組んでおり、市町村と連携しながら遊休農地や公共施設、個人所有の庭木等を含めた調査・防除を進めている。さらに、クビアカツヤカミキリは発見から被害確認までに時間差が生じることから、根絶には継続的な取組が必要であるため、県・市町村・県民が一体となった県民運動として対策を推進してほしい。また、高齢者世帯等では防除作業が困難な場合もあるため、市町村と連携しながら地域全体で防除を実施できる体制づくりを進めるとともに

委 員	に、引き続き県による支援と情報発信の強化を求める。 ○ 8月にクビアカツヤカミキリとみられる個体を捕獲した。捕獲場所は富士北麓地域であり、既に同地域まで生息域が拡大している可能性がある。また、富士山麓ではサクラの枯損も見られることから、桜の名所等への被害を危惧している。クビアカツヤカミキリは県内各地に広がっている可能性があり、被害の深刻さを実感した。 さらに、地域では回覧板等による防除の呼びかけが行われているものの、県民の危機意識を高めるためには、よりインパクトのある普及啓発や対策が必要ではないか。 (情報提供（3）終了) (閉会)
------------	--